



平成 27 年 4 月 17 日

各 位

会社名 株式会社竹内製作所  
 代表者名 代表取締役社長 竹内 明雄  
 (コード：6432 東証第一部)  
 問合せ先 取締役経営管理部長 神山 輝夫  
 (TEL 0268-81-1100 (代表))

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 17 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 5 月 27 日開催予定の第 53 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

(1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任が免除できる旨、ならびに業務執行を行わない取締役及び監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と業務執行を行わない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 28 条（取締役の責任免除）及び第 40 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第 28 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条文の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条～第 27 条 (条文省略) (新 設)	第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条～第 27 条 (現行どおり) ( <u>取締役の責任免除</u> )
	第 28 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u>
	2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人を兼務する取締役であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 28 条～第 30 条 (条文省略)	第 29 条～第 31 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役および監査役会 <u>第31条～第38条</u> (条文省略) (新 設)	第5章 監査役および監査役会 <u>第32条～第39条</u> (現行どおり) (監査役の責任免除)
<u>第39条～第40条</u> (条文省略)	<u>第40条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定によ <u>り、取締役会の決議をもって、同法第423条第</u> <u>1項の監査役(監査役であった者を含む。)の</u> <u>損害賠償責任を、法令の限度において免除する</u> <u>ことができる。</u> <u>2.</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定によ <u>り、監査役との間に、同法第423条第1項の損</u> <u>害賠償責任を限定する契約を締結すること</u> <u>ができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責</u> <u>任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第6章 会計監査人 <u>第41条～第44条</u> (条文省略)	第6章 会計監査人 <u>第43条～第46条</u> (現行どおり)
第7章 計 算 <u>第45条～第48条</u> (条文省略)	第7章 計 算 <u>第47条～第50条</u> (現行どおり)
<u>第39条～第40条</u> (条文省略)	<u>第41条～第42条</u> (現行どおり)

### 3. 日程

取締役会決議日	平成27年4月17日
定款変更のための定時株主総会開催日	平成27年5月27日(予定)
定款変更の効力発生日	平成27年5月27日(予定)

以上